

3月24日(木)から

パスポート申請が変わります

変更点▼

- 旅券発給の県手数料が申請方法で変わります
(書面申請：2,300円、オンライン申請：1,900円)
- ※ 国手数料は変更なし。
- オンライン申請の場合は、戸籍謄本の提出が不要
- 申請から交付までに2週間程度かかります
- ※ 偽変造対策強化で、作成に日数がかかります。海外旅行や海外出張の予定がある方は、日程に余裕をもって申請してください。



申請

2週間程度



交付

申・関 住民課② 2 1 1 2 窓口（9時～16時30分、土日祝日除く）

※ 日曜日に申請・交付を希望する方または、勤務先などの近くで申請・交付を希望する方は県内のパスポートセンターで申請してください。

令和7年度から

バラ園の入場料が変わります

関 都市計画課② 2 4 2 2

今後とも、より多くの方にお楽しみいただけるようなバラ園の運営に努めて参りますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。



区分	改定前	改定後
1日券	350円	500円
1日券（団体 30人以上）	300円	450円
シーズン券	500円	1,000円

※ 町民無料招待券は、『広報いな』5月号に掲載予定です。

転出手続きはマイナポータルが便利



電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで転出届の提出ができます。マイナポータルで手続きした場合、町役場への来庁が原則不要です。（個別の手続きで来庁が必要になる場合あり）

ご自身のほか、ご自身と同一世帯の方の引越しでも利用できます。また、マイナポータルで転出届を提出した場合も、転入先市区町村では、窓口で転入届などの手続きが必要です。

関 住民課② 2 1 1 2



国民健康保険の脱退・加入の手続きを忘れずに



国民健康保険の脱退・加入手続きは、職場の健康保険の加入または脱退後、14日以内に行ってください。

- **脱退**（就職などで、職場の健康保険に加入したとき）
 - 関 ● 職場の資格確認書または、資格情報のお知らせ
 - 町発行の資格確認書または、資格情報のお知らせ
 - 運転免許証などの本人確認書類
 - マイナンバーカードなどのマイナンバーが確認できる書類
- **加入**（退職などで、いずれの健康保険にも加入しなくなったとき）
 - 関 ● 社会保険資格喪失証明書または、離職票など
 - 運転免許証などの本人確認書類
 - マイナンバーカードなどのマイナンバーが確認できる書類

関 保険医療課② 2 1 7 2

国民健康保険税は口座振替で



納期内納付を促進するため、便利で確実な口座振替を推進しています。口座振替の申込をお願いします。

町税の「LINE Pay請求書支払い」サービスの取扱終了

LINE Pay株式会社の「LINE Pay請求書支払い」サービスが、4月23日(木)に終了することに伴い、町税の納付書に記載のバーコードを利用した「LINE Pay請求書支払い」の取り扱いも終了します。

関 収税課② 2 1 4 2





国民健康保険税を改正します

図 保険医療課 2173

国民健康保険（国保）は、平成30年度から県が主体となり、財政運営を行っています。

「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」では、市町村ごとに異なる保険税水準を統一するため、段階を踏んで課題解決に取り組むとしています。

町でも、このような背景や健全な国保事業の財政運営を持続するため、県が提示した標準保険税率を参考に、令和7年度に国民健康保険税の改正を行います。

国民健康保険に加入している皆さまのご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税の仕組み

国保税は、医療費などの給付に充てる「医療保険分」、後期高齢者医療制度を支える「後期支援分」、40歳～64歳の方を対象とした介護保険料相当分の「介護保険分」で構成され、それぞれ前年の所得に応じて算出される「所得割」と、加入者数に応じて算出される「均等割」の合計額が年間にかかる金額となります。

【令和7年度標準保険税率】（参考）

	所得割（％）	均等割（円）
医療保険分	7.31	44,859
後期支援分	2.65	16,028
介護保険分	2.26	16,256
合計	12.22	77,143

改正の内容

令和7年度から、右表のとおり税率などが変更となります。

なお、納税通知書は7月上旬に郵送する予定です。

		令和6年度 (改正前)	令和7年度 (改正後)	増減
医療保険分	所得割（％）	7.5	7.4	△0.1
	均等割（円）	32,000	38,000	6,000
後期支援分	所得割（％）	2.6	2.7	0.1
	均等割（円）	15,000	16,000	1,000
介護保険分	所得割（％）	1.7	2.0	0.3
	均等割（円）	11,000	13,000	2,000
合計	所得割（％）	11.8	12.1	0.3
	均等割（円）	58,000	67,000	9,000

国保税（年額）の計算例（税率改正後の試算）

例① 1人世帯（70代）
年金収入1,500,000円（雑所得400,000円）

令和6年度	令和7年度	増減
14,100円	16,200円	2,100円

※総所得金額等の世帯合計が一定以下のため、均等割額の7割軽減が適用されます。

例② 2人世帯（70代夫婦どちらかに収入がある場合）
年金収入2,400,000円（雑所得1,300,000円）

令和6年度	令和7年度	増減
163,000円	174,100円	11,100円

※総所得金額等の世帯合計が一定以下のため、均等割額の2割軽減が適用されます。

例③ 1人世帯（40代）
給与収入3,500,000円（給与所得2,370,000円）

令和6年度	令和7年度	増減
286,800円	301,600円	14,800円

例④ 3人世帯（40代夫婦どちらかに収入がある場合、未就学児1人）
給与収入3,000,000円（給与所得2,020,000円）

令和6年度	令和7年度	増減
327,000円	353,300円	26,300円

※未就学児の均等割額の5割軽減が適用されます。

今後の保険税について

県が定めた「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」に基づき、将来的に同じ世帯構成、所得であれば県内のどの市町村でも同じ保険税となることを目指します。そのため、令和9年度の保険税水準の準統一（収納率格差以外の保険税の統一）に向けて、段階的に保険税の見直しを行う予定です。